

ケニアにおける模倣品流通に関する調査

[著者] Lusen's Consaltants
[編者] 独立行政法人 日本貿易振興機構
2012年3月発行 禁無断転載

日本貿易振興機構（ジェトロ）
2012年3月

※本レポートは、経済産業省委託事業の一環として作成しております。

略語

ACA	:	模倣品取締機関 (Anti-Counterfeit Agency)
ARIPO	:	アフリカ広域知的財産機関 (African Regional Intellectual Property Organization)
EAC	:	東アフリカ共同体 (East African Community)
KAM	:	ケニア製造業協会 (Kenya Association of Manufacturers)
KCB	:	ケニア著作権委員会 (Kenya Copyright Board)
KEBS	:	ケニア基準局 (Kenya Bureau of Standards)
KEPHIS	:	ケニア植物衛生検疫所 (Kenya Plant and Health Inspectorate Services)
KIPI	:	ケニア産業財産庁 (Kenya Intellectual Property Institute)
KIPO	:	ケニア産業財産機関 (Kenya Industrial Property Organization)
KIPPRA	:	ケニア公共政策研究分析所 (Kenya Institute for Public Policy Research and Analysis)
KRA	:	ケニア歳入庁 (Kenya Revenue Authority)
TRIPS	:	知的所有権の貿易関連の側面に関する協定 (Trade Related Intellectual Property Rights)
WHO	:	世界保健機関 (World Health Organization)
WIPO	:	世界知的所有権機関 (World Intellectual Property Organization)
WTO	:	世界貿易機関 (World Trade Organization)

8. ケニアにおける模倣品流通の実際の状況

ケニアにおける模倣品流通の概況

ケニア及び他の東アフリカ諸国は、模倣品及び海賊版の主要な市場となっており、これは手に負えない規模に達している。模倣行為は、「グローバル化に伴い恐らく世界で最も速く成長し、最も儲かる事業」と説明されており、侵害を受ける商品の範囲は大きく拡大している。模倣者が標的とするのは、売れ足が速く利益率の高い消費財であり、模倣品や海賊版製造行為の対象となる商品の範囲と種類は非常に幅広い。模倣品及び海賊版には、次のものがある。例えば、アパレル、デザイナー衣料、腕時計、パーソナルケア製品（石鹸、洗剤、香水、化粧品、靴墨ほか）などの高級消費財；コンピューター、コンピューター・ソフトウェア、コンピューター・ゲーム、音響映像機器、プリンター用トナーカートリッジ、ステレオ機器、携帯電話、レコード、テープなどの消費者用ハイテク電気・電子機器；食品・飲料；自動車用スペア部品、肥料、タバコ、農薬、軍需物資、医療機器、医薬品、乾電池、化学物質などの様々な種類の産業製品；書籍；宝石；ペンその他文房具、などが挙げられる。

ケニアには長く突破しやすい国境があり、一部の模倣品は国境を通過して同国に密輸されている。その他は主要な入国地点を経由してくるが、汚職や訓練・意識不足から、ケニアへの流入を許してしまっている。一部の模倣品は通過貨物として入ってくるが、輸入書類が国境に到着すると、国境を越えたことを示す印が押された後、模倣品は再びケニアに持ち込まれる。

小売業者から見て被害が最も大きい商品の種類はボールペン、靴墨、コンピューター・ソフトウェア、電池、歯磨き粉、医薬品、洗剤、漂白剤、タバコ、ワセリン及び電子機器である。

輸入業者が最高級家財道具から自動車用スペア部品までの一全て無税一商品を持ち込むケニアの活動の中心は、ナイロビの中心ビジネス地区の東に位置する活気あるビジネスセンターのイーストリー（Eastleigh）であり、違法取引と多額の現金移転が行われていることがよく知られている。ドバイ、中国、トルコ、インド及びシンガポールからオンラインで注文された商品は、利用率の低いエルドレット（Eldoret）空港に空輸され、そこから陸路でナイロビに輸送される。こうした免税品の一部は、政府が近年国際空港に格上げしたワジール（Wajir）空港を通じてケニアに輸入される。

模倣品の主な出所は、①例えば、アジア（中国、インドなど）及び中東から直接輸入され、ケニアに密輸されたもの、②中継貨物、及び③地元の製造施設による違法操業ではあるがケニア国内に設置された工場で製造された商品である¹⁶。輸入品にはウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルネイ又はタンザニアを目的地とする中継貨物と表示されていることが多いが、その後ケニア国内に目的地を変更される。国内で製造された粗悪な模倣品は輸出されるが、関税の支払いを避けるために申告せずに再びケニアに密輸入される。模倣者と組織犯罪との間には、例えば、供給業者から盗まれた真正品の梱包材が使用されていたり、再利用された容器が使用されていたり、偽のラベルを印刷したり、商品に不純物が混ぜ込まれていたりとといったつながりがある。このため海賊版や模倣品の取引を大幅に減らす目的で、政府と民間部門との協力の強化が必要とされている。

模倣品の密輸及び不正売買は小規模業者のネットワーク、及び政府、警察、裁判所、税関及び行政官の重要人物を譲歩させるのに十分強力な確立した犯罪ネットワークによって行われている。より大規模で強力なネットワークは縄張りを確立し、支配する傾向にある。こうしたネットワークには以下のようなものがある。

¹⁶ ケニア製造業協会（KAM）－模倣品の課題－2008年8月のサファリパークホテルでKAMのCEOによるセレナホテルでの模倣品防止昼食会における講演

A. 北部ケニア／ソマリアネットワーク

このネットワークは北部ケニアとソマリアで活動している。このネットワークはソマリアのキスマーユ（Kismaayu）港からケニアのワジール、マンデラ（Mandera）、エルワク（El Wak）、ダーダブ（Daadab）、モガンディシュ（Mogandishe）、ハバスウェイン（Habaswein）、及び北東州の他の商業都市を通じて数千トンの砂糖や電子機器をケニアに密輸している。砂糖の輸出国はパキスタン、ブラジル及びドバイである。砂糖はキスマーユ港からソマリアの国境地域にあるゲリリー（Geriley）、ドブリー（Dobley）、ディフ（Diff）及びダダジャブラ（Dadaja Bula）に運ばれ、大型トラック及びソマリアの4輪駆動トラックを使ってケニアに輸送される。違法品のほとんどは、午前8時から午後5時まで業務を行っているケニア基準局（KEBS）の検査ポイントを避けるために夜間に輸送される。ネットワークは連絡に衛星電話及び超短波無線を使用している。ケニアに密輸された砂糖の一部はタンザニア、ウガンダ及びコンゴ民主共和国に再輸出される。ワジール（Wajir）から数キロメートルの、ガリッサ（Garissa）への道沿いにあるラヘニ（Laheni）では、密輸砂糖は公然と販売されている。銀行システムを通じて資金の流れが発見されないようにするため、この国境を超えたネットワークは銀行を通さず、例えばワジールのインターネットカフェが営んでいる非公式のハウェラ（hawela）資金移転システムに頼っている。

B. モンバサ（Mombasa）ネットワーク

モンバサの有力な縁故に恵まれた実業家と有力政治家は、モンバサ港での商取引に多大な影響を及ぼしている。これは、ナイロビの多くの結びつきの弱いネットワークとは違い、結びつきの緊密なネットワークである。このネットワークは著名な製造業者、及びワジール地区やガリッサ地区の部族と結びついている。

C. ナイロビネットワーク

ナイロビでは、パキスタン人、インド人、中国人、韓国人及びウガンダ人と共謀するケニア人が関与する多数の犯罪ネットワークが模倣品密輸及び違法取引に関係している。これらのネットワークは、便宜と取引の性質に応じて、流動的で柔軟である。

D. 政府と結びついたネットワーク

モンバサとナイロビで活動している密輸ネットワークの中には、多数の政府官庁の高官と強いつながりがあるものがある。こうした高官は警察官、税関職員、入国管理官、通関業者を利用してネットワークを支配している。商品は全国規模のスーパーマーケットチェーンに出荷されている。

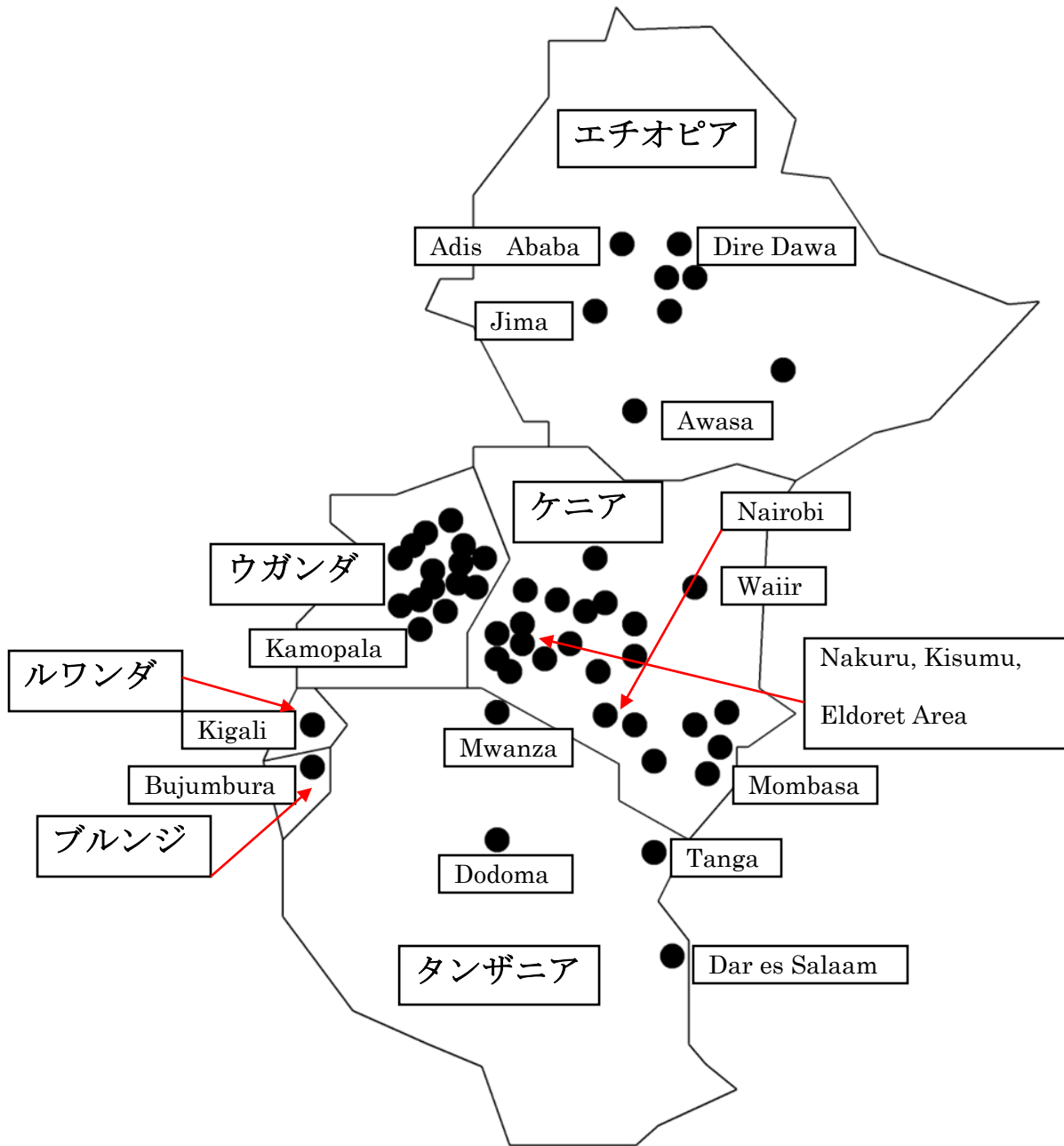
ケニアの経験から見て、模倣品の課題には、次のものが含まれる。①急速に変化する技術への対処の難しさ、②政府機関によって模倣品への対処方法にばらつきがあること、③中継される模倣品の国内市場への流入、④模倣品に関する一般国民の無知、⑤腐敗した環境において悪徳と戦うことの困難さ、⑥侵害行為に対する刑罰が不相応に軽いこと、⑦司法手続に長い期間を要すること、⑧模倣行為が地域全体に広がっており、国境に抜け穴が多いため追跡が難しくなっていること、及び⑨同じ観点から問題を検討するために地域内の関係者すべてを集めることが困難であること。

地域的特徴としては、次のものなどがある。①ケニア市場向けの商品に関して他国の模倣者による国内商標の模倣、②中継貨物としての商品の発送、及び③国境の無防備さゆえの模倣品への対処の難しさ。下記の地図は、模倣品が報告された場所を示している。

表 5 : 模倣品 東アジアからの消費財

経路	
輸出国 :	主に中国
進路 :	海
目的地 :	アフリカ及び EU 諸国
金額	
年間市場取引量 :	年間約 20 億点
目的地での年間総額 :	82 億米ドル
不正取引業者	
関与しているグループ :	中国、南アジアのグループ
業者の居住地 :	中国、ドバイなどの中継ハブ
脅威	
予測される傾向 :	増加
潜在的影響 :	製品安全及び説明責任の喪失、並びに 収入の喪失
影響が実現する可能性 :	高い

東アフリカの模倣品ネットワークの地図



地図上の点は模倣品が報告された場所を示す。

出典：ケニア製造業協会（KAM）－模倣品に関する政策概要（Policy Brief on Counterfeits）、2009年1月

模倣品とケニアにとっての経済的損害の規模

知的財産犯罪が広域に及び大々的に行われていることは、企業と経済に大きな影響がある。コストは、純粋な売上高の喪失だけではなく、知的財産の監視及び発見の費用並びに訴訟に関係する費用などの他の分野からも生じる。模倣品による主な経済的損害は、不正競争による適法な産業の崩壊及び新規投資の落ち込み、失業、外国直接投資（FDI、Foreign Direct Investment）の喪失、模倣者が納税していないため又は納税していても申告額が低いため政府歳入の喪失、並びに道路、建設、備品などのプロジェクト／購入への政府歳出の浪費に関係している。その結果、模倣品は世界的に競争力を持つ工業国になるというケニアの夢の大きな脅威となっている¹⁷。例えば、織物・繊維産業では、ケニアにはかつて100以上の繊維会社があったが、多くが閉鎖され、その数を20未満に減らしている。工業部門は25万4,000人、総就業者数の13%を直接雇用している一方、工業の非公式部門では140万人が働き、さらに多くの者が間接的に雇用されていることは、経済的脅威の別の事例である。

数字は時には大きく変動するものの、経済的に、ケニアにおける模倣と海賊活動は影響を受ける部門の全事業の50%以上を占めると一般的に考えられている¹⁸。例えば、ケニア著作権委員会（KCB）は海賊版音楽やビデオの発生率が90%以上であると推定し、一方、ケニア歳入庁（KRA）は模倣品及び海賊版による政府税収の喪失額が年間500億ケニアシリング超に及ぶと推定している。他の推定は、例えば、市場の抗マラリア薬の30%超が模倣品か効果がないものであることを示している。

ケニア製造業協会（KAM）は、実業界が年間200億ケニアシリング超の売上を模倣品製造業者のために失っており、一方、東アフリカ地域の政府が模倣品のために推定5億米ドルを失っていると推定している¹⁹。例を以下にまとめる。

¹⁷ ケニアの展望（Kenya Vision）2030年

¹⁸ 模倣品に対する東アフリカ共同体の政策（East Africa Community Policy for Counterfeiting）2009年

¹⁹ 模倣品からのブランド保護（Brand Protection from Counterfeits）、KAM、2010年3月、ライコ・リージェンシーにて。

- ・ 東アフリカ共同体内の模倣行為は、推定で年間 1,800 億ケニアシリング (210 億米ドル) の市場シェアを持つ。
- ・ ケニアでは、模倣産業は 700 億ケニアシリング (9 億 1,300 万米ドル) に匹敵し、主要な外貨の稼ぎ手—観光、茶及びコーヒー—to 挑んでいる。
- ・ ケニア公共政策研究分析所 (KIPPRA) は、ケニアが模倣行為のために年間約 400 億ケニアシリング (4 億 9700 万米ドル) の収入を失っていると推定している。KRA が示しているデータではそこまで大きくないが、それでもかなり大きく、ケニア政府が模倣行為のために年間 60 億シリング (8,400 万米ドル) を失っていることを示している。
- ・ KAM は、製造業者が年間 300 億ケニアシリング (3 億 6,800 万米ドル) の損失を被っていると推定している。
- ・ ケニアとウガンダの貿易の 5%から 12%は密貿易である。
- ・ 東アフリカ地域で消費されるタバコの 25%は非合法であり、東アフリカ地域の諸政府は年間約 1 億米ドルの税収を失っている。
- ・ 2010 年、KRA はタバコを積載した 40 フィートコンテナ 2 個を押収した。その脱税額は 5,000 万ケニアシリング (61 万 5,400 米ドル) 超であった。
- ・ ケニア医薬品業協会は、模倣薬品の年間販売額が 60 億ケニアシリング (1 億 3,000 万米ドル) に上ると推定している。
- ・ 模倣品取締機関 (ACA) は、実業界が年間 500 億ケニアシリングを失っている一方で、実業家の機会喪失の結果、政府が税収 190 億ケニアシリングを失っていると推定している。

模倣品の他の課題は以下のものを含む。①市場シェアの喪失の結果、企業が縮小し、その結果、ケニアから移転するために閉鎖し、外国直接投資 (FDI) に影響すること、②ブランド力の低下及びブランドの評判の喪失、③顧客忠誠心の喪失、及び④消費者リスクの増大。

ケニア及び東アフリカ地域における模倣品の商業的側面 (Commercial Aspects of Counterfeits Products in Kenya and the East African Region)、2008 年 8 月、ベティー・マイナ氏、KAM CEO

9. 模倣品の製造国・流入流通経路

ケニア及び他の東アフリカ諸国における模倣品の主たる輸出国は中国である。中国以外にはアラブ首長国連邦（UAE）、北朝鮮、インド、及び台湾といった他の極東諸国である。中東もケニア市場及び他の東アフリカ諸国への自動車部品及び電子機器の重要な輸出国である。また、ケニアに輸入される模倣品には、納入業者から盗まれた真正ラベルの使用、模倣ラベルの違法印刷、製品への混ぜ物の混入、又は再利用されるか不合格となった真正梱包材の使用によって、東アフリカ地域から輸出されたものもある。

流通経路

ケニアは東アフリカ最大の模倣品及び密輸品の市場である。というのは、主としてケニアは商品の動きが速い最大の経済であるからである。中国とインドは東アジア地域向けの模倣品の主要供給源である。というのは、製造コストが安いからであり、商品がケニアに輸入されると、目的地変更のために最低限の税金しか支払われないか、税金が全く支払われない。

ケニアとソマリア、ウガンダ及びタンザニアとの間の国境の越境のしやすさは、模倣品の密輸業者及び闇取引に携わる者にとってリスクの低い機会を与える。密輸は、公式及び非公式に、海から、ビクトリア湖を横断して、そして陸上の出入国地点を通過して行われる。ケニアの最も頻繁に利用される密輸地点は、ヴァンガ（Vanga）、ルンガルンガ（Lunga Lunga）、ガーラ（Ghala）島、キノンド（Kinonndo）、ガジ（Gazi）、ボンド（Bondo）、マジョレニ（Majoreni）、ムコウエ（mukowe）、ラム（Lamu）、タカウング（Takaungu）、キピニ（Kipini）、キウング（Kiunga）、キワユ（Kiwayu）及びモンバサ（Mombasa）旧港の沿岸施設である。

世界の多くの地域と関係を持つ国境を越えたネットワークは、港湾での活動の政府規制の欠点と無能力を利用し、モンバサを通じた密輸と不正取引を容易にするために汚職官僚と協力している。

エルドレット（Eldoret）国際空港も、中東から流入する模倣医薬品、腕時計及び繊維製品などの模倣品の密輸及び不正取引の重要な入国地点である。ケニア薬物毒物委員会によると、エルドレット空港は医薬品の輸入地点として利用されている。エルドレット空港は、2003年以降、汚職のためと、密輸活動が公然と行われるようになった際の2回にわたって、ケニア当局によって一時的に閉鎖された。ソマリア出身のケニア人とケニア在住のソマリア人がこのネットワークで主要な役割を果たしている。

輸入方式

自動車

ケニアはアフリカにおける日本製中古車の主要な輸入国である。例えば、2007年には、ケニアは2万1,000台の中古車を日本から輸入した。2008年の統計は増加が継続していることを示している。2008年の1月から9月までの輸入中古車数は2万9,991台であった。走行に適さない自動車の輸入を規制するために、ケニア政府はケニア基準局を通じて以下のような中古車輸入規則を施行している。

- ・ ケニアに輸入される自動車は全て初年度登録から8年以上経過してはならない。したがって、2011年の場合、2004年以降に製造された自動車のみが輸入を許可される。
- ・ ケニアに輸入される自動車は全て、救急車や消防車などの特殊車両を除き、右ハンドルでなければならない。
- ・ 全ての自動車は、ケニアへの船積み前に、日本輸出自動車検査センター（JEVIC）の車両検査を受けることを義務付けられる。日本輸出自動車検査センターは、モンバサ（Mombasa）港で輸入車を通関する際に必要な自動車路上使用適格性証明書を発行する。ケニアは現在、検査内容を再交渉中である。

スペア部品の輸入

ケニア市場でのスペア部品のほとんどは台湾、中国及びマレーシアから輸入されている。輸入のほとんどは船便であるため、モンバサが通関港であり、その後、スペア部品

は陸路ナイロビや他の地方に送られる。少量の部品は航空貨物又は輸入業者の持ち込み貨物として輸入され、ナイロビのジョモケニヤッタ国際空港で通関される。

模倣品の目的地

ケニア市場向けの模倣品の一部は、ウガンダ、タンザニア、ルワンダ、ブルンジ及び南スーダンといった隣国から国境を越える。

模倣品が流通する場所

模倣品の流通経路には、卸売業者、小型スーパーマーケット、小売店（店舗及びキオスク）、消費者への直接販売、業者、又は隣国への輸出などがある。

グラフ 1：模倣品販売店の割合

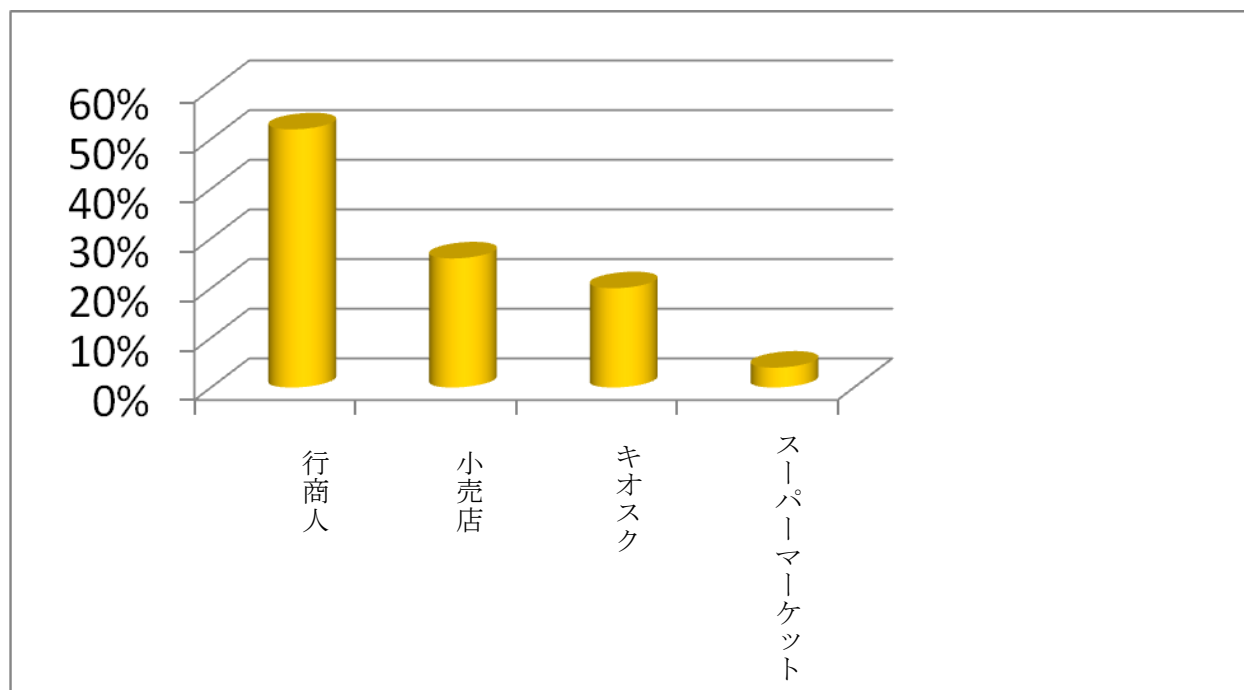
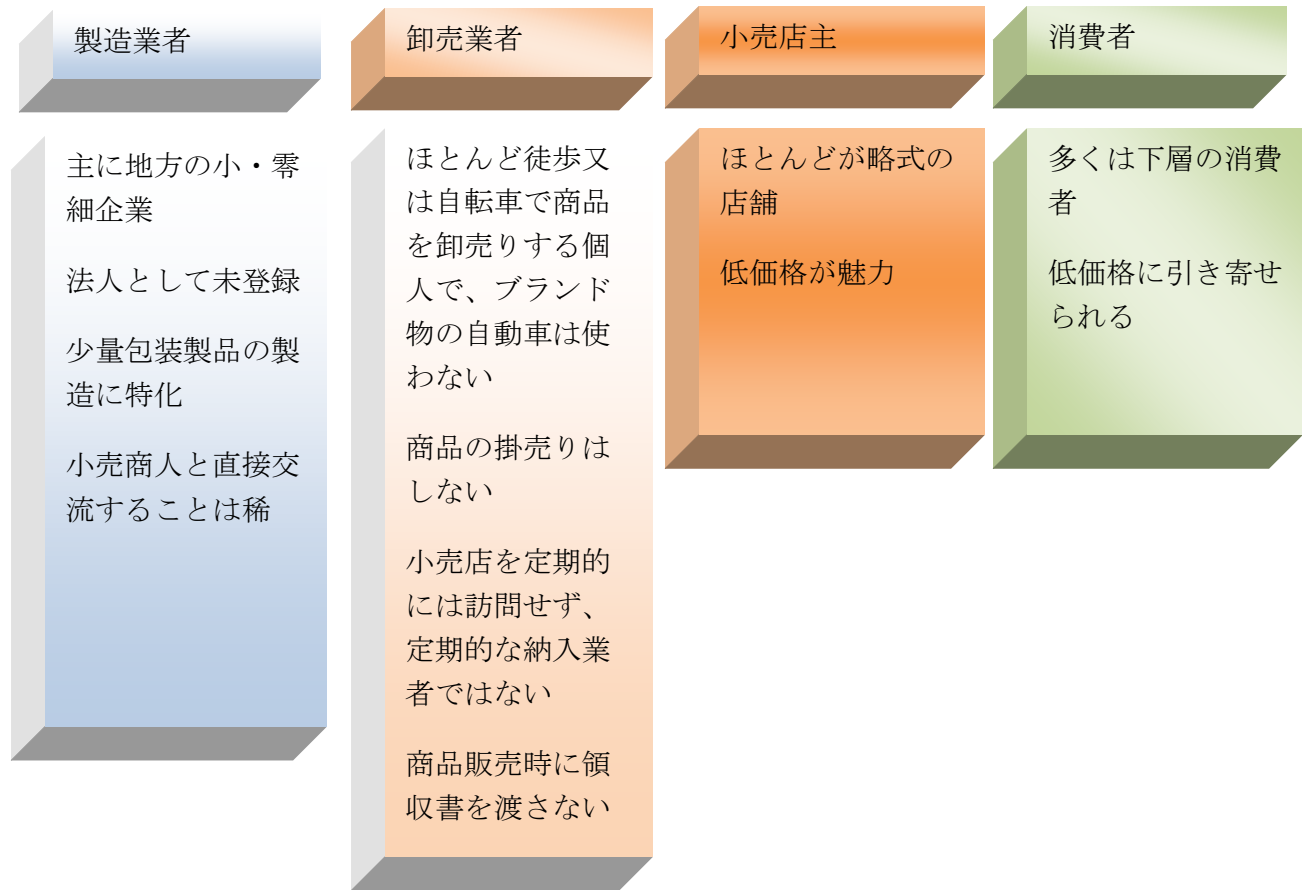


図 1：国内流通チェーン



真正品との比較（品質、価格など）

模倣品は大部分、真正品よりも安い。というのは、輸入業者は関税の支払を逃れているからである（税関職員や警官への賄賂を通じて）。ただし、一部の抜け目のない業者は真正品と同じ価格で模倣品を販売している。というのは、買い手はほとんどの場合、真正品と模倣品とを区別できないからである。

一部の模倣品（及び市場に出回っている他の安価なブランドでさえ）は基本的に真正品よりも基本的に品質が低い。模倣品はほとんどが水準以下の品質であり、耐久性が低い。というのは、模倣品は承認された仕様規格に合わせて製造されていないからである。こうしたことは消費者に大きな危険を与える。

10. 模倣品に対する現行措置

市場での模倣品に対する措置

ケニア基準局は市場での模倣品及び規格外品に対する戦いで以下の措置を講じている。

- ・ 船積み前適合検査（PVoC, Pre-export Verification of Conformity）基準認証プログラム、標準化マーク（SM, Standardization Mark）プログラム及び輸入標準化マーク（ISM, Import Standardization Mark）プログラムの実施はトレーサビリティが実現し、そのため模倣行為の機会が減少につながっている。標章は、模倣品及び規格外品が継続的に市場の縮小に直面していることを確保している。
- ・ 入国地点での目的地検査、及び適合証明書（CoC, Certificate of Conformity）の欠如に対する罰則の賦課
- ・ 継続的な市場監視
- ・ 標準化マーク／輸入標準化マークの執行において、スーパーマーケットなどの一部企業の支持を得ることを通じた消費者認識の向上
- ・ 規格外品及び模倣品の押収及び廃棄
- ・ 正道を外れた企業の訴追

ただし、以下のような課題も存在する。

- ・ 模倣品が望ましい仕様を満たす場合がある
- ・ 基準法にも限界がある
 - 官報で公示されたケニア規格（KS, Kenyan Standards）が存在しない場合、執行が困難
 - 試験能力の欠如
 - 基準法は最低限の要件を示しているだけなので、模倣者でもかかる要件を満たす可能性がある
 - 基準法は、模倣品対策に有益である製品の説明的特徴を示していない
 - 申立人が模倣品と並行輸入品の違いを理解していない

- 特に取締の際の、カメラ、押収品の輸送手段、労働力などの十分な資源の供給の問題
- 訴追手続に時間を要する
- 商品の虚偽申告（輸入）
- 貿易のグローバル化及び共通の市場プロトコル
- 越境しやすい国境と中継回廊地帯
- 一部地域での基準法執行と模倣品押収を行う際の人員の安全の問題
- 船積み前適合検査相手国が、適合証明書の発行前に、知的財産権者を確定しない場合がある
- 一部の消費者と一部の政府部門の間で、模倣品が必ずしも危険ではない場合、当該模倣行為は「被害者なき犯罪」であり、対策を急ぐことは悪行であるといった態度が広がっている

国境税関での措置

以下は国境での模倣品の移動を撲滅しようとしてケニア歳入庁（KRA）が行っている措置の一部である。

- ・ 模倣品・密輸取り締まり室の設置－ナイロビ、エルドレット（Eldoret）、モンバサ（Mombasa）及びキスム（Kisumu）に職員を配属する専門部門
- ・ KRA 内の模倣品対策活動を調整する部門は捜査部に本拠を置く
- ・ 模倣品に関する職員研修－局内研修と外部研修が検討されている
- ・ 共同国境パトロール－ウガンダ歳入庁（URA）及びタンザニア歳入庁（TRA）との共同パトロールが開始されている
- ・ 税関近代化・改革：電子的貨物追跡及びスキャナーなど
- ・ 保税倉庫及び輸出加工地区（EPZ）の監督強化：これらの場所は商品がケニアに密輸され得る地域と確認されている
- ・ 中継貨物の監視：特に電池、酒類及びタバコなど、一部の模倣品はコンゴ民主共和国を目的地とするものとしてケニアに持ち込まれるが、最終的には国内市場に流入する

- ・ 世界税関機構（WCO）との国際協力
- ・ 入国地点での汚職を防止するための清廉試験及び告発政策

権利者が税関において模倣品の差し止めを求める場合は、以下の必要書類の提出が必要となる。

- ・ 指定のフォームに基づく不服申立書（ACA10）および損害賠償請求書（ACA11）
- ・ 有効な権利登録書の写しを添付した宣誓書
- ・ 真正品および可能であれば模倣品サンプル（実物もしくは明瞭な写真）
- ・ 1,000 ケニアシリングの手数料

民法及び刑法による措置及び法的手続

民法及び刑法による手続及び法的措置は 2008 年法律第 13 号「模倣品取締法」及び 2010 年模倣品対策規則に示されており、模倣品取締機関（ACA）の権限である。特に、模倣品取締法第 33 条第 1 項及び第 2 項は、模倣品取締規則と併せて解釈する。模倣品取締法第 33 条は以下のような手続を規定している。

- ・ 知的財産権者、その権原の継承者、実施権者又は代理人は、保護される商品に関して、模倣品取締法第 32 条に基づく犯罪が、何人かによって行われたか、行われているか、行われる可能性が高いと疑う妥当な根拠を有する場合、常務理事（Executive Director）に申立を行うことができる。
- ・ 申立は、常務理事が納得するように、指定することができる、犯罪が行われたか、行われているか、行われる可能性が高いと主張されている商品が明白に模倣品であるという趣旨の情報及び明細書を提出するものとする。
- ・ 本法第 33 条第 2 項に基づいて常務理事に申立を行うことを望む知的財産権者又はその代理人は、指定のフォーム（ACA8）で申立を行うものとする。
- ・ 本条第 1 項に基づく申立は以下のものを添えなければならない。
 - a) 10,000 ケニアシリングの手数料
 - b) 登録証及び申立を証明する他の関係文書を添付した、申立人又は代理人の宣誓供述書

- c) 模倣品であるとの申立ての対象となった商品の不当な押収、除去又は留置に関する請求から ACA を免責する、申立人が署名した、指定のフォーム (ACA 9) の免責書

商品模倣に関する刑罰

模倣罪に関して模倣品取締法に基づいて規定される刑罰は、同法第 35 条第 1 項に明文化されている。第 32 条の罪を犯した者は、以下の刑罰に処せられる。

- a) 初犯の場合、犯罪が関係する模倣品を扱う特定の行為に関わる品目のそれぞれに関して、5 年以下の懲役、又は商品の一般的な小売価格の総額の 3 倍以下の罰金、又はその併科
- b) 再犯の場合、15 年以下の懲役、又は商品の一般的な小売価格の総額の 5 倍以下の罰金、又はその併科

日本企業が模倣品を取り締まるために利用できる方法

外国企業の一つとして日本企業が模倣品を取り締まるのに使うことができる方法は多数存在する。以下はその一部である。

- ・ 商標又はブランド名をケニア産業財産庁 (KIPI) に登録することによる知的財産の保護
- ・ 書類を完成できるように実施権者及び代理人に権限を付与すること
- ・ 知的財産権を維持すること
- ・ 税関当局に権利を登録すること
- ・ メディアを通じて消費者に喚起すること
- ・ 梱包材を更新すること (ホログラムの使用など)
- ・ 模倣品追跡の初期段階で民間調査員を雇用すること
- ・ 法執行職員に情報を提供すること
- ・ 不合格となった梱包材を細断又は焼却によって処分することを確保すること

正当な権利を有する企業が模倣品を取り締まるための要件及び費用効果の高い措置
情報の収集及び分析は模倣品防止のための効果的な戦略の立案及び実施に不可欠であ
り、これは以下の方法によって達成され得る。

- ・ エンフォースメントデータの収集のための一般的アプローチを確立すること
- ・ 模倣品及び海賊版の健康及び安全に対する影響を文書化する報告の枠組みを策定
すること
- ・ 模倣品及び海賊版の市場に対する見識を得るために調査をより徹底的に利用する
こと
- ・ 政府及び企業との協力を強化すること

11. 結論

ケニアの知的財産権法

ケニアには、知的財産権保護に適用される国内法律文書がいくつかある。2008年模倣対策法とその規則の制定以前、知的財産権保護に使用された主な法律文書は、(a) 2001年工業所有権法 No.3 (b) 2001年著作権法 No.2 (c) ケニア法律第506章 1955年商標法及びその2002年改正法 (d) ケニア法律第326章 種子及び植物品種法 (e) ケニア法律第505章 取引表示法 (f) ケニア法律第496章 基準法 (g) 度量衡法 (h) 万国著作権条約 (i) コモンロー、刑法典、及び刑事訴訟法などである。2008年模倣対策法は、こういった法律の一部、例えば、商標法及び刑事訴訟法に従属しており、他の法律文書を補完している。

外国企業は、その知的財産権、商標又はブランド名をケニア産業財産庁 (KIPI) に登録するのにケニアの弁護士を利用することができる。ケニアの法律事務所の多くは知的財産権を専門としており、顧客のために侵害を関係当局に報告するために市場を絶えず監視している。こういった法律事務所には、(a) Naikuni Ngaah & Miencha Company Advocates、(b) Iseme, Kamau & Maema Advocate 及び(c) Mohammed Muigai Advocates などがある。

模倣品の流通状況

ケニアと他の東アフリカ諸国は模倣品と海賊版商品の市場を構成しており、手に負えない規模に達している。模倣は「グローバル化のために恐らく世界で最も成長が早く、最も利益率が高い事業」であると説明されており、侵害の対象となる商品の範囲は大幅に増大している。模倣品業者は売れ足が速く、収益率が高い商品を対象としており、模倣品と海賊版製造の対象となる商品の範囲と種類は極めて広い。そういった商品には、アパレル、デザイナー衣料、腕時計、パーソナルケア製品 (石鹸、洗剤、香水、化粧品、靴墨ほか) などの高級消費財；コンピューター、コンピューター・ソフトウェア、コン

ピューター・ゲーム、音響映像機器、プリンター用トナーカートリッジ、ステレオ機器、携帯電話、レコード、テープなどの消費者用ハイテク電気・電子機器；食品・飲料；自動車用スペア部品、肥料、タバコ、農薬、軍需物資、医療機器、医薬品、乾電池、化学物質などの様々な種類の産業製品；書籍；宝石；ペンその他文房具、などが挙げられる。

ケニアには長く突破しやすい国境があり、一部の模倣品はこの国境を通過してケニアに密輸されている。その他の商品は主要な入国地点を経由してくるが、汚職や訓練・意識不足から、同国への流入を許してしまっている。一部の商品は通過貨物として入ってくるが、輸入書類が国境に到着すると、国境を越えたことを示す印が押された後、商品はそのまま違法なルートを通じて国内に流用される。

輸入業者が最新鋭の家庭用品から自動車用スペア部品までの商品を一全て免税で一持ち込むケニアの業務の中心地は、ナイロビの中心業務地区の東に位置するにぎやかな商業中心地であるイーストリー（Eastleigh）であり、密輸と膨大な現金取引で悪名高くなっている。ドバイ、中国、トルコ、インド及びシンガポールにオンラインで注文された商品は、利用率の低いエルドレット（Eldoret）空港に空輸され、そこからナイロビに陸送される。一部の免税商品は、政府が近年国際空港に格上げしたワジール（Wajir）空港を通じてケニアに持ち込まれる。

模倣品の主な供給源は、(1) 例えば、アジア（とりわけ、中国及びインド）及び中東からの直接輸入で、ケニアに密輸される、(2) 通過貨物、(3) 現地の製造工場の不法操業を通じてケニア国内で行われる組立²⁰である。輸入品は、ウガンダ、コンゴ民主共和国、ルワンダ、ブルンジ又はタンザニアを目的地とする通過貨物と指定されることが多いが、その後、ケニア国内を目的とするよう流用される。国内で製造された低品質の模倣品は輸出されるが、関税支払を避けるため、申告されることなく、再びケニアに密輸される。

²⁰ ケニア製造業協会（KAM）－模倣品の課題－2008年8月のサファリパークホテルでのKAM CEOによるセレナホテルでの模倣品撲滅昼食会議におけるプレゼンテーション

模倣品の密輸は、北部ケニア／ソマリアネットワーク、モンバサ（Mombasa）ネットワーク、ナイロビネットワーク、及び当局とつながったネットワークによって行われている。

実地調査による発見事実のまとめ

真正品と模倣品を視覚的に区別することは困難である。品質の違いは販売後又は使用中にしか認識されない。ナイロビの中心街では、リバーロード（River Road）、キリンヤガロード（Kirinyaga Road）、ルスリアベニュー（Luthuli Avenue）及びイーストリー（Eastleigh）の東郊外がナイロビで最も悪名の高い電気製品及び電子製品の模倣品の供給源であり、模倣品を認識することが困難であることを利用し、真正品と同じ価格で販売する悪徳業者が存在する。

模倣者は動きの速い商品を標的としているため、白物家電及び主要な自動車用スペア部品は小型家電や自動車用消耗スペア部品ほど被害を受けていない。ただし、こうした業界の大手企業は安価なブランドに市場シェアを 10-20%蚕食されるという影響を受けている。例えば、ウチュミなどの一部のスーパーマーケットは、あらゆる顧客の要求を満たすために大手ブランドと安価な家電の両方を仕入れている。大手スーパーマーケットは模倣品を故意に仕入れることはない。というのは、模倣者は保証書を発行しないため、顧客が苦情を申し立てた場合、問題が発生するからである。

税関での取締については、輸入業者が税関職員を買収しているため、当局が模倣品の問題に対処することに抵抗していると一般的な意識が存在している。また、当局は模倣品を発見する能力を持っていない可能性がある。

主にドバイからの模倣輸入品のほとんどは、キスマーユ港（Kismayu）（ソマリア）、ガリッサ（Garissa）空港及びエルドレット（Eldoret）空港を通じてケニア国内に持ち込まれる。輸入業者はこうした商品の関税の支払いを逃れ、こうした商品は最終的にナイロビ内外の小規模スーパーマーケットで売られる。

税関の抜け穴が塞がれば、全ての輸入業者が関税を支払うため、政府の税収は増えることになる。

模倣品取締機関（ACA）は、模倣品売買の違法性を精力的に教育するだけでなく、模倣品又は低品質品の使用に伴うリスクについて一般大衆を啓蒙すべきである。模倣品の市場がなくなれば、その取引は停止する。現在一般的な不景気は、消費者に安価な商品を買う選択肢しか残さない。この場合、安全の前に価格が考慮される。

模倣品の数量は誰にも分からない（真正品と模倣品を区別することが困難であることを考えると）。国内製造業者が挙げている推定値は推定売上喪失から演繹したものである。

中国と台湾は模倣品に最も関係している国であるが、ほとんどの回答者は、両国からの製品の全てが模倣品や低品質品であるのではないと語っている。

かつてはケニア基準局（KEBS）が模倣品を発見するのは容易であったが、近年、品質が水準を下回る模倣品又はブランドのほとんどが改良されており、試験が行われるケニア規格を満たし、KEBS が例えば、乾電池を訴えるのを不可能にしている。

我々の実地調査での経験から、小売業者は模倣品の問題と安価な商品との関係を論じる際に輸入業者よりも協力的であるというのが我々の所見である。

模倣の問題と模倣品取締措置のまとめ

模倣の問題と課題

- ・ 税関は最長 10 日しか商品を留置できない
- ・ ACA はより長期間にわたって商品を留置できるが、知的財産権者が裁判所に出廷する必要がある
- ・ 政府内部の能力と十分な資源が欠如している

- ・ ACA の予算の制約。例えば、全国に 15 人の検査官しかいない
- ・ ウガンダは模倣品対策に関する地域協定への署名を拒んでいる
- ・ 模倣品の携帯電話だけでも政府は年間 30 億ケニアシリング超の税収を失っている
- ・ 模倣行為と模倣品に関する認識の低さ、及び製造業者、卸売業者、小売業者及び消費者など、影響を受ける全ての関係者の意識を高める努力を促す必要がある
- ・ 政府は模倣品の範囲に関する完全な調査を行っていない
- ・ 模倣品に対して法律を執行するためにはケニアで登録されている必要がある
- ・ 検査官、検察官及び裁判官による知的財産及び模倣品取締法の知識の欠如
- ・ 国境を越える法律が不十分又は無力である
- ・ 訴訟が非常に長く、幻滅や断念につながる場合がある
- ・ 証拠保全の面に問題がある

その他の課題

- ・ 製造業者はその商品が模倣されていることを認めたくない
- ・ 予算の制約のため、ACA は以下のような優先順位で模倣品対策に取り組む
 - a) 第 1 優先事項－健康及び安全確保（医薬品、電気製品、携帯電話）
 - b) 第 2 優先事項－安全（安全に重要なスペア部品、電気ブレーキパッド、電気ソケット、配線）
 - c) 第 3 優先事項－製造業者による申立に応じたその他

措置

- ・ 模倣品取引の犯罪は、模倣品取締法第 35 条第 1 項 a・b 及び第 2 項に基づき以下の刑罰に処せられる。
 - a) 初犯の場合、犯罪が関係する模倣品を扱う特定の行為に関わる品目のそれぞれに関して、5 年以下の懲役、又は商品の一般的な小売価格の総額の 3 倍以下の罰金、又はその併科

b) 再犯の場合、15 年以下の懲役、又は商品の一般的な小売価格の総額の 5 倍以下の罰金、又はその併科

また、任務遂行中の検査官を妨害する人物、検査官の要件に従わない人物、検査官への支援／情報を提供しない人物又は検査官に誤った情報を提供する人物は、同条第 2 項に基づき 3 年以下の懲役又は 200 万ケニアシリングの罰金、又はその両方を課せられる。

- ・ タンザニアとルワンダは模倣品に対処する地域アプローチに既に合意している

12. 残された課題

ケニア政府は2008年模倣品取締法を制定したが、行われるべき大きな改革が残されている。これは以下のものなどである。

刑罰

- ・ 罰金は抑止効果を達成するために引き上げられる必要がある
- ・ 模倣品取締法は、犯罪の凶悪さに応じて、3回目以降の犯罪について2年以上の懲役を義務付けるべきである
- ・ 輸入品は商標を付けられ、原産国が明確に表示されなければならない
- ・ 東アフリカ共同体税関管理法は模倣品を押収、没収、廃棄する権限を規定している。この法律は民間部門と行為のエンフォースメント職員が協力して執行されなければならない

水際対策

- ・ 模倣品取締法は、商品がケニアへの輸入品か、ケニアからの輸出品か、他国への中継貨物であるかを確認するために全ての国境検問所に検査官を配属するよう、模倣品取締機関（ACA）がケニア歳入庁（KRA）及び他の関係税関機関と協力することを含み、水際対策を盛り込むべきである。

押収及び保管

- ・ 模倣品に関する情報の配布を容易にするために、模倣品の目録を作成するためのデータベースがACA内に構築される必要がある。そうすれば、情報をメディア、インターネット又はLANを通じて一般大衆に流布することができる。

司法改革

- ・ 特に知的財産権とその違反に関して紛争を裁定する刑事裁判権と民事裁判権の両方を備えた司法裁判所又は特別裁判所が設置される必要がある。

- ・ 模倣品業者を通報し、一部の場合には逮捕することを人々にとって利益が上がるようにするため、一部の行為の民営化を支援する法的枠組を実施する。民事エンフォースメントが奨励されなければならない。

民間部門は、東アフリカ共同体模倣品取締法の成立により、模倣品に対処する際の刑罰を重くするよう東アフリカ共同体に強く陳情している。模倣品取引から生じた財産又は富を国は没収するよう勧告される。模倣者のリスクを高める。

消費者団体

消費者団体は、消費者支援活動を通じてケニアと東アフリカ地域で影響力を高めつつあり、卸売業者、承認、小売業者及びその他の流通関係者の認識を生み出すために支援されるべきである。